株式会社サンマルクホールディングス　定款

岡山市北区平田１７３番地１０４
株式会社サンマルクホールディングス

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社サンマルクホールディングスと称し、英文では Saint Marc Holdings Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）飲食店及び食料品販売店の経営

（２）フランチャイズチェーンシステムによる飲食店及び食料品販売店の経営

（３）飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーンシステムの研究開発業務

（４）飲食店及び食料品販売店のフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務

（５）食料品の製造及び販売

（６）農産物の生産、加工及び販売

（７）農作業の受託、請負、委託

（８）絵画、その他美術工芸品の販売

（９）コンピューターシステムの企画、開発、導入及び保守、点検

(10) コンピューターシステム及び経営に関するコンサルタント業

(11) コンピューターソフトウェアの企画､開発､導入に関するコンサルタント業

(12) コンピューターソフトウェアの技術情報提供、販売及び保守、点検

(13) コンピューターソフトウェアの運用、使用の指導

(14) コンピューター及び事務用機器の販売及び保守、点検

(15) 教育用図書の制作及び販売

(16) 不動産の賃貸、仲介及び管理

(17) 動産の賃貸及び管理

(18) 通信販売業

(19) 労働者派遣業

(20) 人材育成のための教育事業並びに研修業務

(21) 前各号に附帯関連する一切の業務

２．当会社は、前項の事業のほか、次の事業を営むことを目的とする。

（１）飲食店のメニュー及び食料品販売店の商品の企画、立案

（２）飲食店及び食料品販売店の業態の企画、立案

（３）飲食店及び食料品販売店の運営管理受託業務

（４）店舗立地及び店舗構造に関する調査及び研究

（５）飲食店及び食料品販売店の販売促進、宣伝活動の研究及び企画の請負

（６）コンピューターシステムによるデータ処理及び経理等の計算業務の受託

（７）物流システムの研究開発及び運営管理受託業務

（８）建設コンサルタント業務
（９）建築の設計及び監理
（10）損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
（11）有価証券の売買、保有及び運用
（12）当会社がその株式を所有する他の株式会社への経営指導
（13）商標等の維持・管理、使用権の許諾
（14）前各号に附帯関連する一切の事業
３．当会社は、前各項に附帯関連する業務を営むことができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を岡山市に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、80,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数

と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集の時期）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者及び議長）

第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）

第19条　当会社の取締役は12名以内とする。

（選任方法）

第20条　取締役は、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（相談役及び顧問）

第28条　当会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

第５章　監査役及び監査役会

（員　数）

第29条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）

第30条　監査役は、株主総会において選任する。

２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　期）

第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。